

2020年8月28日付 ATIGA e-FormD発行の実施に関する商工省告示 (No. 1428/PS0.MOIC) (筆者仮訳)

ATIGA原産地証明において、商工省輸出入局は電子式原産地証明書の発行システムの改正が完了し、ASEANシングルウィンドウ(ASW)と接続し、ASEAN加盟国間とのATIGA e-FormDの原産地情報の送受信が可能となった。2019年12月23日よりwww.ecolao.gov.laを介して試験運用を行ってきた。

1. 原産地証明書担当事務所は、e-FormD発行に必要な人材や機材を揃えること。
2. ASEANの原産地証明書を利用する企業がFormDからe-Form Dへと変更するために便宜を図ること。
3. 輸出入局は、原産地発行事務所や関係機関に対し説明を行い、全国統一的に実施できるようにすること。

(注) 原文は[ラオトレードポータル](#)を参照。リンクがエラー表示となる場合は、ページ右上の言語設定を英語からラオス語に変更してご覧ください。

2020年8月5日付 第一友好橋税関でのラオ・ナショナル・シングル・ウィンドウの一般商品および化石燃料の輸入管理への利用開始に関する財務省事務室告示 (No. 1573/MOF) (筆者仮訳)

1. 第1友好橋税関において、一般商品、化石燃料の輸入管理へラオ・ナショナル・シングル・ウィンドウを使用すること。運用開始後は、全国の税関への導入を進めること。
2. 一般商品、化石燃料を輸入する事業主は、関税、諸税、手数料、サービス料などを BCEL や LDB のサービスユニットもしくは電子システム、例えば Smart Tax, i - Banking、BCEL One, LDB Trust, LDB Corporate Banking、現金、振込、小切手を使用して一元化して支払うこと。
3. ラオ・ナショナル・シングル・ウィンドウ開発協力会社は、システム利用料として 12 万キープ/輸入 1 回をコンセッション契約に基づき徴収すること。関税、諸税、手数料、サービス料は含まれない。
4. 8 月 10 日からの第 1 フェーズとしては、登録・トレーニング済みの 40 社から実施をスタートする。
5. 未登録の事業体については、9 月 14 日までに登録、利用者番号を取得し、9 月 14 日から一般商品や化石燃料の第 1 友好橋における全ての輸入はラオ・ナショナル・シングル・ウィンドウを介すること。

(注) 原文は[ラオトレードポータル](#)を参照。リンクがエラー表示となる場合は、ページ右上の言語設定を英語からラオス語に変更してご覧ください。